

令和５年度第２回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録（概要）

令和５年度第２回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会は、令和５年１１月２４日（金）午後２時００分、大津町役場３階会議室３０１において開催された。

１．当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表 西岡 逸郎、西岡 智子、太田 昭子、小西 壽美恵

公益代表 三宮 美香、甲斐 徹也、安永 隆敏、川谷 弘和

保険医代表 なし

歯科医師代表 近藤 健之

欠席者 岩上 英一、柴田 昌一朗、花岡 亮介

２．当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

健康福祉部長	坂本 光成
健康保険課 課長	緒方 るみ
健康保険課 国保・医療係長	山部 美保
住民生活部長	木村 欣也
税務課長	宮崎 俊也
税務課 住民税係長	徳留 久士

３．当日の議案は次のとおりである。

（別紙の記載）

４．閉会 午後３時３０分

【議事録】

１．開 会（事務局）

ただ今から令和５年度第２回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

２．部長あいさつ （部長挨拶）

３．会長挨拶 （三宮会長挨拶）

４．議 事

（１）報告事項

① 国民健康保険の赤字状況の変化について

会 長：「①国民健康保険の赤字状況の変化について」の説明をお願いします。

(資料に基づき、「①国民健康保険の赤字状況の変化について」説明)

会 長：質疑並びにご意見はありますか。

委 員：国保事業費納付金の増という説明があったが、これは国保加入者の所得が高くなっているからとのことだった。税収が低くなっているという説明もあったが、どういうことか。

事務局：被保険者が少なくなっているので、税収としては少なくなります。大津町は県内で所得が高い方に位置するため税収も高く事業費納付金も多いのですが、被保険者数が減っていることによる税収の減がそれよりも大きいというのが現状です。今後、納付金の見込みとしては全体の被保険者数が少なくなるため、それに伴い納付金も少なくなっていくと想定をしておりましたが、5年度は想定よりも高いという結果となりました。国保の加入者の所得で算出している、基準総所得額（課税標準額）の表を見ると、令和5年度に関しては所得が上がっています。所得が上がっている要因として、いま大津町は、土地を売る人が多いことがあげられます。所得の増加で住民税は税収が増えていますが、国保税は限度額が決めてあり、それ以上所得が上がっても、国保税は上がらない仕組みになっております。

（２）諮問事項

① 国保税率の見直しについて

会 長：「①国保税率の見直しについて」説明をお願いします。

(資料に基づき、「①国保税率の見直しについて」説明)

会 長：事務局としては案２で進めたいが、財源不足も考慮すると案４も考えていただきたいとのことです。ご質問、ご意見等あればお願いします。

委 員：案２は、財源不足の 1/3 を税率の引き上げで補って、2/3 は法定外繰入とのことだったが、これを例えば３年間続けて段階的に引き上げていくということか。国民健康保険特別会計は基本的に独立採算制だったと思うが、覚悟して法定額繰入を複数年続けるということか。

事務局：おっしゃるように 5,000 万円程度であれば、財源不足額の 1 億 7,000 万円のカバーは難しいと考えておりますので、議会等にも説明をして、2、3 年は法定外繰り入れで補う必要があると考えています。税率も、計画的に改定する予定としているため、改正は今回と令和 7 年又は 8 年に行い、段階的に引き上げる予定です。被保険者の負担を考えると、連続での改定は難しいのではないかと考えています。

委 員：医療費も上がる可能性はあるが、その点についてはどう考えているのか

事務局：今後の財政状況次第ですが、見込みを出すことは難しい状況です。医療給付費や国保事業費納付金が増えて、赤字が増えるということになりますが、恐らく令和6年度や7年度については、県に納める納付金が、今と変わらない程度の額になると思いますが、その後は下がっていく見込みなので少しずつ緩和していければと考えております。県の納付金の見込みは「3年前の医療費の平均」という形で算出されるため、6年度については2、3、4年度の平均で、7年度については3、4、5年度の医療費が影響するため、7年度までが厳しいと見込んでいますが、8年度は、多少の減少を見込んでいます。令和9年度以降については、算定方式が変更となるため、試算は難しい状況です。

委 員：社会保険の場合は、保険料で全部賄っている。国民健康保険が一般会計から繰り入れるということは、社会保険加入者としては、払っている住民税を国民健康保険に提供するということになる。本来、住民税は他の事業に活用できるが、その中から援助してもらおうという形になっている。その点に留意していただきたい。

事務局：法定外繰入というのはなかなか聞き慣れない言葉なので難しいですが、平成27年までは皆さんの税金で国民健康保険の赤字をカバーをしていた経緯があります。来年度以降については、同様に法定外という形で皆さんに負担していただくことを想定しています。

委 員：被保険者の立場から言わせていただければ、当然上げ幅は少ない方が良いが、このような財政状況であれば、国民健康保険の加入者として痛み分けも必要だ。

委 員：国民健康保険の被保険者は、農業関係・小売業がほとんどで（所得が上がらないので）、今の状況ではなかなか国保税収は上がらないため、税率を上げるしかないと思う。

委 員：こういった財政状況にあるということをきちんと町の方から、住民の方に向けてアナウンスしていただきたい。

会 長：宇城市は当初、毎年国保税率を上げる予定ではなかったが、結果として令和5年度に令和6年度も上げることになったと聞いているが、大津町もそのようにならないか心配しています。

事務局：宇城市は元々、令和５年度に引き続き令和６年度も税率を引き上げる予定だったと聞いております。県が算定する国保事業費納付金に対応した標準保険税率にするという前提で考えられていましたが、引き上げ幅が大きいため、一旦は議会で否決され、その後に個人負担額を抑えて再度、議会に提案したという経緯があると聞いています。

委員：宇城市が、２年に分けて標準保険税率の 1/2 ずつを引き上げるということであれば、大津町もその必要があるのではないかと。

事務局：財源不足の 1/2 を引き上げるということであれば、被保険者の方の負担が大きくなりすぎる懸念があるため、提案４についての検討もお願いしたところです。

会長：提案４についてはいかがでしょうか？

委員：提案４については、財源不足の 3 分の 1 や 2 分の 1 というわけでもなく、根拠が考えにくい。財源不足のうち 1 億円をカバーしたいということか。

会長：今、委員から案４を考えにくいという意見がありました。

事務局：明確な根拠を示すのは難しいですが、国民健康保険加入者以外の方の負担も考慮して、1 億円程度で財源不足をカバーしたいということで、今回追加提案をさせていただきました。ただ、税率を改正する上で、きちんと根拠をもって示したいと考えております。

委員：被保険者としては上げないで欲しいと思っているが、やはり一般会計から国民健康保険加入者以外からの援助をもらうということを考えれば、案３の財源不足の半分程度を自分たちで負担し、半分は町から助けていただくという考え方が一番説明しやすいのではないかと。

委員：被保険者の立場から見ると、半分（案３）というのは負担が大きい。私は第１案でもいいと思ったが、段階的な引き上げが望ましいということは前回も述べている。やはり急激に上がるのは負担する方から見れば大変なこと。国民健康保険の加入者は町全体の 16% で、退職された高齢者や年金生活者も多いと思われるため、急激に上げるのは厳しいと思う。また、先ほど案４が示されたが、この程度であれば可能ではないか。案２と案３はそれぞれ 1 億 1600 万と 8500 万の繰り入れが必要とのことだが、４案を見ると中間くらいで、妥協点としてはいい線ではないか。税率を上げる以外にも努力をしたということは十分示せるのではないかと。加入者が減ってきて、その残りの被保険者にかかる負担を過

度に増やすということには賛成することは難しい。引き上げるのであれば、案4が最高限度ではないかと思う。

会 長：案2と案4でそれぞれご意見が出たが、今日この場でどちらかを決定しなければならないのでしょうか。

事務局：ここだけで決定するわけではありませんが、ある程度のご意見はいただきたいと考えています。

委 員：いわゆる団塊の世代が75歳を迎え、国民健康保険から後期高齢者医療に移行している。そのため被保険者数が減少し、負担が増えてくるということは十分皆さんわかっていると思う。その部分を理解してもらえば、案4でもいいのではないか。

事務局：追加提案の理由については、元々3案用意していましたが、繰入金額が一億円以上と高額のため、被保険者の方以外の理解が難しいと考え、案4を追加させていただきました。

委 員：住民の方が病院に行かなくても良いような健康づくり等の啓発活動や保健事業等をしっかりと取り組んで欲しい。

委 員：これだけ赤字が出ている以上は、今回限りの引き上げということではなく、国民健康保険のルール上、国保税の見直しは毎年ということになっていると思うので、毎年税率を引き上げることが難しいというわけではない。前年度に余剰金が出れば国保税率を引き下げるということも可能なので、制度を十分理解いただいて、毎年、財源不足額について税率を引き上げるとことはあり得ると思う。今回は、運営協議会で出た意見を参考に、議会に提案していただきたいと思う。

会 長：数字的にも、ご提案のあった案4は皆さんも賛成ということで、よろしいですか。

委 員：はい

会 長：他に質疑等ありませんか。（質疑なし）

（３）その他

会 長：「その他」でご意見などありますか。

委 員：そもそも国保税の仕組みが時代に合っていない、バランスを崩しているように感じる。高齢化社会で医療費が高くなる一方で、住民ばかりの負担が上がるのはどうなのか。国は住民の負担についてどう思っているのか。

事務局：高齢化等による医療費の増や加入者の減に対応するために、平成30年度に国保の財政基盤が都道府県との共同運営となり、国保税率については令和12年に統一される予定です。国民健康保険の加入者は高齢者や低所得者が多いため、住民の負担増など制度的な課題点については、町からも国や県に対して要望していきます。

委 員：国保税率統一の話が出たが、各自治体で状況は全く異なる。統一に際してデメリットや問題はないのか。

事務局：赤字がある自治体、医療費が高い自治体と統一されることで、それまでより住民負担が増えるという可能性もあるため、黒字だった自治体はメリットが薄くなりますが、赤字や医療費の高い自治体には大きなメリットとなります。税率等の統一化をして、財政基盤が大きくなることで、全体的にカバーをすることを目的としています。

会 長：質疑並びにご意見はありますか。

（質疑なし）

会 長：その他に、事務局より報告などありますか。

事務局：貴重なご意見をいただきありがとうございました。

今回諮問事項として、「大津町国民健康保険税の税率等の見直しについて」皆さまからご意見をいただいておりますが、町の国保運営協議会の「答申」として、金田町長へご報告させていただきます。

また、「答申の案」については、こちらで作成をしまして、早ければ12月中には皆様に、書面でご意見を伺うこととしております。

会 長：質疑並びにご意見はありますか。

（質疑なし）

5. 閉 会

以上をもちまして、令和5年度第2回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会します。